

ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟

第1回口頭弁論意見陳述

原告団長 飯尾正二

1 私は鹿児島県出水市長島町から来た飯尾正二です。昭和33年生まれの55歳です。私が生まれ育ったところは、出水郡旧東町という水俣病特措法では対象地域内とされている地域です。

2 私が生まれ育った家は海のすぐそばで、たくさの美味しい魚がとれました。ご飯のおかずは、全て魚でした。私の同級生のお父さんが漁師をしており、取れた魚を行商していましたので、母はよく魚を買っていたようです。また、私の父は、長島の農協で外回りを担当していたので、外回り中に魚を分けてもらったと言って、毎日のように魚を下げて帰ってきていました。

ですから、毎日3食魚を食べていました。学校に行くようになってからは、弁当のおかずも魚でした。弁当の中身が、キビナゴの煮つけと梅干ご飯ということもありました。私がキビナゴを好きだと知っている母が入れてくれたのだと喜んで食べていました。

3 若い頃から色々体の不調がありました。手足のしびれは、10代のころからずっとありましたし、カラス曲がりも、横になると両足に襲ってきます。中学生のころは寝るときに足をしばって寝ていました。そうしないと、震えやカラス曲がりのために夜起きてしまい、よく眠れなかったからです。

頭痛は若い頃から本当に強く、市販のものでも頭痛薬を常備しておかないと不安でなりません。痛止めは、本当は飲まない方がいいことは分かっていますが、使用量ギリギリを服用しなければ痛みには耐えられないこともあるほどです

4 私は、高校を卒業した後、集団就職で大阪に出て就職しましたが、親が戻って来てほしいと言うので、24歳のころ長島に帰りました。

それから父と同じように農協に勤め出しました。そのころの長島の農協は小さい農協で、帳簿なども手書きで記入していました。私が35歳くらいになったころ、私の勤めていた農協でもとうとうパソコンを使うことになりました。しかし、私は手先が震える上にしびれてしまい、手

先がうまく使えず、パソコンを入力するのに苦勞していました。それを見られていたんでしょうか、それからしばらくして、会社から「飯尾くんはパソコンが苦手そうだから、こちらの方が向いている」と言われ、担当を変えられました。担当を変えられたのは、肥料の積上げや農作物の配達・集荷など、外回りの重労働の仕事でした。

そのとき私は35歳くらい、1番の働き盛りで、主任という役職についていました。それまでの私は、農協に同期で入社した人と同じか、みんなより少し早いくらいのペースで順調に昇進してっていました。けれど、外回りの仕事をするようになってからは、昇進をすることもほとんどなく、暑い夏の日も寒い雪の日も外回りの仕事を続けました。

私は、今年の3月に55歳でJAを定年退職しました。今のJAでは、定年退職の年齢を55歳から60歳まで選べます。年金をもらえるようになるまで収入が途絶えるのは怖かったのですが、これ以上今の仕事をやっていくのは無理だと考え、今年の55歳で定年退職することを決めるしかありませんでした。

- 5 原因のよく分からない体の不調と、何とか付き合いながら生きてきた私も、はじめは自分が水俣病だとは思っていませんでした。水俣病患者とは手足をバタバタとけいれんさせてもがき苦しむ、劇症型の人をいうのだとばかり思っていました。私が、出水市に下宿をしていた高校生のころ、下宿先の近くにいた劇症型の患者のことを知っていたからです。私は、自分の体にある、他の人とは違う症状は、全部生まれつきのものだと思っていました。

私が、もしかしたら自分は水俣病の被害者なのかもしれないと思い始めたのは、水俣病特措法ができたころでした。特措法ができたころ、法律ができたことを知らせる立て看板があったのを見たときです。その立て看板には、私の知っている劇症型の症状とは違う、慢性型と呼ばれる水俣病患者の主な症状が書かれていました。それを見て驚きました。手足がしびれる、震える、転びやすいなど、そのほとんどが、自分が生まれつきだと思っていた症状に当てはまったからです。

迷いはしましたが、特措法に申請しました。県の回答では、私は、非該当とされました。私は、高校を卒業するまで特措法のいう地域内に住

んでいて、魚をたんと食べ、さっき言ったような症状もあります。私は、県の判断に納得がいきませんでした。そこで、追加の資料を出すことはできないかときいたり、自分が出した資料をもう1度見せてくれと頼んだりしました。けれど、県の担当者は、どれもできないと言うだけでした。

- 6 私の他にも、長島で非該当を受けた人を何人も知っていました。県の判断に不満を持っている人がほとんどでした。けれど、当時、みんなの中に団結してチッソや国や県と闘っていこうとする気持ちが強かったとはいえません。長島の被害者はバラバラで、中には諦めているような雰囲気もありました。けれど、私たちは何も悪いことはしていないし、それなら何かを諦めたりするんじゃなく、私たちへの賠償を求めて裁判でたたかうことを決心しました。自分と同じように、辛くて、悔しくて、納得のいかない思いをしている仲間が、団結してたたかっていくための「^{あかし}団結の証」として、私は、原告団の団長になることを引き受けました。

私たちへの対応を見ていると、行政は、水俣病被害者をできるだけ少なくしようとしているように感じます。水俣病特措法の対象地域の線引きにしたってそうです。年代の線引きにしたってそうです。私のように資料の再提出を認めない姿勢だってそうです。できる限り自分たちの責任を小さくしたいという態度が腹立たしくて、悔しくてたまりません。

同じ長島に住んでいる80歳代の原告の仲間も、何とか自分が生きている間にこの水俣病の問題が解決してくれないだろうか、と言っています。水俣病被害者は全体として高齢化しています。そして、症状を持ったまま長く生きてきた分だけその被害は大きくなっています。裁判所におかれましては、一刻も早く、被害者の叫びを認める解決をしてくださるよう望みます。 以 上